

## 令和7年度 第2回 茨木市障害者差別解消支援協議会

開催日時	令和8年2月4日（水）午後2時00分～午後3時33分
開催場所	茨木市立障害福祉センターハートフル4階大会議室
開催形態	一部非公開
出席者	<p><b>【市職員】</b>          澤田福祉部長、松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長、井上障害福祉課長、          佐原障害福祉課参事兼計画推進係長、松澤人権・男女共生課人権係長、          沖田障害福祉課職員</p>
議題	<p>開会          1 茨木市障害者差別解消支援協議会の機能等について          2 障害者差別解消に向けた大阪府の取組状況等について          3 事例検討について          4 その他（今後の予定、連絡事項など）          閉会</p>
資料	会議次第、資料1、資料2、資料3、配席表

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>1 開会</p> <p>本日はお忙しい中、茨木市障害者差別解消支援協議会に御参加いただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、令和8年度第2回茨木市障害者差別解消支援協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めます茨木市障害福祉課の沖田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の協議会は3時半の終了を予定しております。</p> <p>まず、開催に当たりまして、福祉部長の澤田より挨拶を申し上げます。</p>
福祉部長	<p>皆様、こんにちは。お世話になっております。本日は御多用の中、令和7年度第2回茨木市障害者差別解消支援協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より、本市の障害者施策の推進に各方面から多大なる御支援、御協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、茨木市差別解消支援協議会の機能についての共有と、合理的配慮の一層の推進を主な議題としております。また、後ほど紹介いたしますが、本日は大阪府から担当職員の方をお招きし、大阪府の取組の報告や広域相談の説明、事例検討も予定しております。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの立場で活発な御意見を発言いただき、障害のある人もない人も、また事業者、企業、関係機関の皆様と一体になり、差別解消の推進と、「共に生きるまち茨木」の実現を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>引き続き、本市の障害者差別解消の取組に対し、変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、委員の委嘱・解嘱について御報告させていただきます。</p>

<p>会長</p>	<p>茨木市地域自立支援協議会障害当事者部会から参加いただいております小竹委員、また、茨木市人権擁護委員会から参加いただいております高田委員から辞職願の提出があったため、新たに茨木市地域自立支援協議会障害当事者部会からネルソン委員に、茨木市人権擁護委員会から浦野委員に当協議会委員を委嘱しておりますことを報告させていただきます。ネルソン委員、浦野委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入る前に、会議資料等の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議資料として事前にお送りしておりましたのが、会議次第、資料1、2、3の4点です。</p> <p>次に、お席に置かせていただいております配席表と、「事例検討について」と記載のある資料、そして「障がい者差別解消に関する啓発動画を作成」と記載のある資料です。</p> <p>お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、本協議会規則第5条第1項の規定に基づき、ここからは田村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>立命館大学の田村です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第2回茨木市障害者差別解消支援協議会を始めてまいります。</p> <p>まず初めに、本日の委員の出席状況と傍聴者について、事務局からの報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の出席委員は、協議会委員14人中、13人の出席をいただいております。半数以上の出席でありますので、本協議会規則第5条第3項により、会議は成立しております。</p> <p>また、本日の傍聴の方は3人おられることを報告いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議題に入ります前に、本日予定される議題における個人情報の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本協議会は原則公開とし、個人情報を取り扱う案件がある場合は、その部分のみ非公開といたします。また、会議録は、議論の性質上、発言委員の氏名は伏せることを原則といたします。</p> <p>なお、本日、個人情報を取り扱う議題は予定しておりません。</p>

<p>会長</p>	<p>また、会議録の作成のために録音をさせていただきますことを御了承ください。</p> <p>また、本日はグループワークを予定しており、より活発な意見をいただくため、グループワーク中の発言については公表せず、グループ発表のみ公開といたします。</p> <p>また、グループワーク中は傍聴の方は退室をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>では、その点お諮りをしたいと思います。会議は原則として公開ですが、グループワーク中は非公開としてよろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、会議は原則として公開、グループワーク中のみ非公開ということに決まりましたので、それで会議を始めていきたいと思います。</p> <p>それでは、次第の1を見ていただきたいと思います。「茨木市障害者差別解消支援協議会の機能等について」に移りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害福祉課の佐原と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>資料1を御覧ください。</p> <p>委員の皆様には令和9年7月31日までを期間として委員の職をお願いしておりますが、本協議会の法的性質、またその機能について改めて説明いたします。本来であれば、皆様の任期の最初の回、つまり前回の協議会で説明すべき内容ではございましたが、順番が前後しましたことをお許しください。</p> <p>まず、法的位置付けについてでございますが、本協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」を根拠として設置する協議会となります。</p> <p>法が定めます協議会の機能といたしましては、資料の中ほどに記載しておりますように、「各機関が」、というのが、幾つか並んでいるところがありますが、各機関が受ける差別に係る相談支援や、各機関が行う差別解消のための取組、各機関が円滑、効果的に行うための情報共有やネットワークということとなっており、差別のない社会づくりを目指していくというために設置されるものでございます。</p> <p>ここで繰り返し各機関がというふうに記載しておりますのが、つまり、こ</p>

の協議会は市を含む関係団体の代表として来ておられる皆様、我々皆が主役であって、市が行う取組への評価を行うものだけではないということをまずは皆様と確認したいと思います。我々全員が一体どんなことができるのかということと共に考えていく場であるということを変更して確認させていただきたいと思います。

また、本協議会には、法律が求める機能とは別に、茨木市が定めます「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」、いわゆる「あるなし条例」に基づいて紛争解決機能が付加されております。

紛争解決機能とは、市が受け付けた差別相談のうち、市がその解決に向け対応したけれども、なかなか両者の意見が折り合わずに解決できなかった場合は、差別を受けた方は市にあっせんを申し立てることができるとなっております。あっせんの申立てを受けた市は、その申立てが適当と認めた場合には、協議会に対しあっせんを行うよう求めるとなっております。このような場合には、本協議会、この協議会の中にあっせんを行うための個別部会を設置し、対応を進めることとなります。

ちなみに、これまではまだ一度もその部会を設置した事例はございません。ただ、今後、あっせんの申立てを市が受けた場合につきましては、市から協議会へ部会の設置を依頼し、あっせんに向け対応をお願いする場合がございますので、その際は改めて皆様に御説明と御依頼をさせていただくこととなります。

少し難しい話となりましたが、それを図式化したものが資料1となりますので、また改めて御確認をお願いいたします。

続きまして、資料2を御覧ください。

前回協議会で合理的配慮の提供助成金を活用した事業者専用シールに関する御意見をいただきましたので、その先進市であります兵庫県明石市に現在の様子をヒアリングしましたので、その状況をお伝えいたします。

明石市では、店舗に筆談ボードを設置するなど合理的配慮の提供を行っているかを聞き取り、その際に助成金の説明やアンケートを行っています。概要につきましては資料に記載しているとおりとなりますけれども、取組を定着させるためには、粘り強く継続した周知や働きかけが必要と考えられますので、この協議会でもどのような取組ができるか、引き続き検討してまいりたいと思います。

説明は以上です。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。図が分かりにくいとか。よろしいですか。あるいは、明石市の資料2の説明を聞いての御意見とかありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>障害福祉課の井上です。少し資料2について補足をさせていただきます。</p> <p>こちら提示させていただきましたのが、今年度の第1回るときにお話をさせていただいたもののフォローアップということになります。</p> <p>といいますのも、本市も明石市同様、合理的配慮の助成金を事業者に対して交付をして、それに応じていただいた事業者の方にシールを配布しておりますが、ある程度この補助金の申請というのが頭打ちになっているといいますか、広報なり周知なりというのは各種尽くしてやっているものの、そんなにたくさんお申込みをいただいている状況ではありません。今年度も申請があったのが1件ということです。助成金を申請した事業者に配布しているシールが、要は市民の方の目に、あるいは障害のある方の目にたくさん触れないと、なかなかまちの雰囲気変わってきたとはならないと考えております。そこで、合理的配慮の助成金を使わずとも、何らかの配慮をやっておられる事業者についてはシールを貼っていただけるような仕組みをつくることで、多くのシールをまちで見かけるようになり、障害のある人にとって、ここの店こういうことやってくれるのだ、入りやすいという、そういった、障害者の方にとって見えるまちの風景が少しでも変わっていけばいいなど考えているところです。こういったシールを、例えば明石市であれば複数種類のシールありますが、一番右のサンプルには空白の横に、「     あります」と書いてあります。例えばこのようなそれぞれのお店で書き込めるようなシールを配布させていただいたり、その事業者の取組を皆さんと協力しながらフォローアップしたりというようなことでもって、障害のある方にとって住みよい風景にならないかなというような思いが市としてはございます。前回このようなお話をさせていただきまして、それについて、他市の状況がどうなのかという御質問もございましたので、今回こういう形でフォローアップをさせていただいたという状況です。</p> <p>実際、この明石市の内容を見てみても、貼ったはいいいんだけど、その後がなかなか、人が入れ替わったりして取組が続かないというようなことも聞</p>

<p>会長</p>	<p>きますので、茨木市の中で風景を変えていく、ここの協議会でできることは何だろうということも含めて、御意見、御質問等いただければと存じます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>助成金をさらに使ってもらうために、いろんな事例報告なんかもしてきたわけですけど、頭打ちになってきたというふうなことも含めて、そうじゃない形で地域のバリアフリーをつくっていく、あるいは住みやすさをつくっていく、環境を変えていくみたいなところで、ちょっとこのシール何とかならんだろうかというふうなことなんですけど、ほかに何か御意見等ありましたら。よろしいですか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>この資料2の中でちょっと一つ質問なんですけども、問題点にどこに置いたか分からなくなるって、これどういう意味なんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>シールをお渡しさせていただいて、どこに貼ろうかと考えている内に、そのシールそのものをどこに置いてしまったのかが分からなくなるというような状況があった店舗もあったという状況でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>あとどうでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>明石市の資料ありがとうございます。問題点、改善点というところは表記してあるんですけども、逆にこれを導入して何かいい変化があったのかというところも、もし聞いておられたら、伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。特にどんなようなことが変わったというようなことを明確には聞くことはできてはいないんですが、やはりお店に貼っていただいている、ちゃんと管理がされている店舗というのもございますので、非常に分かりやすくなったというようなお客さんからの声をいただいているという声も一方でいただいているというところがございます。</p>

	<p>なかなか店舗ごとに、例えばショッピングモールのようなところでお店を構えているところ、個別に店舗を構えているところと、状況が違いますので、そういったようなことをどうクリアしていくのか、また、市としてこのシールの在り方をどうしないといけないのかということが課題であると明石市には確認しております。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかどうでしょうか。はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>資料2のほうで、シールなかなか進まない理由というところで、デザインが店に合わないというものがあるんですけど、これって意外と大きいんじゃないかなと思ひまして、最近のカフェだったりとか、おしゃれな喫茶店の方がお店の雰囲気合わないなと思ひてためらってしまうのはもったいないんじゃないかなと思ひんで、その辺り、茨木市さんが今配布されているシールとかって、デザイン変えてみようかなとか、そういうところは今検討されてるのかなどうかなというのがちょっとお聞きしてみたいです。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。全くそのとおりで、やっぱりお店によって雰囲気は様々で、うちはもう少しスタイリッシュなシールを貼りたいんだというような御意見もあろうかと思ひております。</p> <p>例えば、まずシールという形状についてですが、貼ってしまうと剥がせなかつたりとかいろいろありますので、例えばマグネット式にできないかであるとか、そういうような工夫もできるかなと。シールの大きさも、茨木市もそこそこ大きいんですけども、どれぐらいの大きさが一番いいのかなというようなこともあるのかなと。そしてあと、デザインですね。デザインも、市役所の我々職員だけでデザインを考えても、なかなかかっこいいのは作れないのかなというところもあると思ひますので、いろんな専門機関さんと連携しながら、かっこいいものを作れるように検討したいと思ひます。ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>かっこいいデザイン、もし提案がありましたら、どんどん課のほうによりしく願ひします。</p> <p>ほかありませんか。はい、願ひします。</p>

委員	<p>明石市の、資料2のシールの件について調べていただいてありがとうございます。ちょっと1個、聞き逃してたら申し訳ないですけども、配布して、大体どれぐらいシール貼っていただいているのかというのが一つ気になるのと、もう1点は、商店会代表の委員さんにお聞きしたいんですけども、どういシールやったら貼ってもらえそうなのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。どれぐらいの数のシールを配布して、そのうちのどれぐらいのお店が貼っていただいているのかという点については、大変申し訳ありません。ちょっと今回の調査の中では把握し切れていなかった部分ですので、また次回お示しさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>今、質問があったんですが、これは店舗200店舗ぐらいあるので、千差万別や思うんですよ、これ。私ちょっと思ったのは、いわゆるヘルプマークというのが一番認知されてるんじゃないかなと思ってるので、例えばヘルプマークみたいな赤い目立つやつをぽんと、シールのデザインですけどね、だったら、どこの店舗でも合うんじゃないかなというのは感じんでもないんです。私の意見です。すみません。</p>
事務局	<p>先ほどの件に補足をさせていただきます。数は正確に把握できておりませんが、明石市に関しては、この助成金かなりの数申請があるということで、人口は茨木市も明石市もそれほど大きくは変わらない中で、明石市においてはかなりの件数の助成の申請があり、なぜそんなに数が違うのかという御指摘はいろんなところからいただいております</p> <p>明石市では助成金をよく活用されているので、シールをまちで見かける機会が多い、茨木市では見かける機会が少ないじゃないかという御指摘もいただいたことがございます。明石市では市民がよく見かけるなというぐらいの数は貼られてるのかなと推察しておりますが、件数等については調べさせていただきたいと思います。</p> <p>あと、デザインのに関しましては、茨木市では、茨木市の地元のデザイン</p>

<p>会長</p>	<p>一や大学等と連携をいたしまして、チラシのデザイン、既に茨木市のほうで作成している各種ポスター等を、その枠組みでデザインをしているという実績もございますので、そういったところとタイアップを検討することができるというのが少し具体的なお話でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>すみません、グループワークがあるのにごめんなさい。もういっぺん、実際にお店の方が貼ってもらえそうなデザインがやっぱり進むかなというのと、あと、やっぱり僕らもこういうのがあったら分かりやすいなというがあるので、もう一度そういうので含めて検討していただけたらなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかよろしいですか。はい、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>シールを貼られているということなんですが、目が見えにくい方とか見えない方はシールが貼ってあっても分からないと思うんですね。私自身もシールを貼ってるのに気づいたことがないので、そういった方に向けての何か取組をされているかどうか、教えていただきたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>御意見ありがとうございます。今は、周知の方法というのは、このシールをお願いするというのがメインになっております。委員から御意見いただきましたように、視覚障害をお持ちで、見づらいというような方についても、どのような周知の方法があるのかということ、また皆さんと一緒に考えていけたらと考えております。御意見ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。ほかいかがですか。</p> <p>ほかに御質問や御意見がないようでしたら、次第の1は終わりたいと思います。たくさんの御意見とか御要望とか、あるいはアドバイスいただいたかと思っておりますので、より前進できるような形で、事務局のところで検討をさら</p>

事務局	<p>に進めていただくということにしたいと思います。</p> <p>それでは、次第2の障害者差別解消に向けた大阪府の取組状況等についてに移りたいと思います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>障害福祉課の佐原です。よろしくお願いします。</p> <p>議題2について御説明いたします。本日は、大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課から樋口様を、また、大阪府広域支援相談員の吉岡様、岩谷様をお迎えし、障害者差別解消に向けた大阪府の取組状況を報告いただいた後、事例検討を行いたいと思います。</p> <p>議題2及び議題3は樋口様に進行をお願いいたしますので、2つの議題を併せて取り扱いたいと思います。</p> <p>それでは、樋口様、よろしくお願いします。</p>
大阪府	<p>皆さん、こんにちは。大阪府障がい福祉企画課から参りました樋口と申します。本日はよろしくお願いします。</p> <p>本日は、最初に大阪府の障害者差別解消に関する取組を10分ぐらいで簡単に説明させていただいた後に、委員の皆様にごグループワークをしていただければというふうに思っております。グループワーク中に出た御意見などに関して、実際に現場で障害者差別に関する相談に対応しております相談員などから一言などを申し上げられればなというふうに思っている次第です。</p> <p>では、資料3の大阪府の取組紹介というものの御説明に入っていきたいんですけども、見ていただくと分かるんですけども、かなりボリュームがありまして、全て読み上げることは難しいんですけども、この後グループワークもありますので、グループワークの途中などにも参考に、参考資料として活用していただければなというふうに思っております。</p> <p>簡単に障害者差別解消法のおさらいというところなんですけども、この法律が障害者差別を解消することによって誰もが認め合うような共生社会をつくっていこうという法律になっておりまして、現在は行政機関と事業者に対して不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務が課せられているという法律になっております。</p> <p>さっと思いきまして、4ページのところを見ていただきたいんですけども、こちらが差別解消法における定義ということになっておりまして、障害者は</p>

いわゆる障害者手帳の所持者に限られないというところが特徴の一つとなっておりまして、また、事業者のところも一つ特徴がありまして、障害者差別解消法上の事業者というのが相当幅広い概念となっておりまして、基本的には個人間以外で何らかの事業を行っている者は、一般的なお店とかそういったもの、会社とか、そういったところ以外も、営利、非営利問わず全て事業者という形になっております。

例えばですけれども、おうちを貸す家主さんとかが、お一人でされてたとしても、それは事業者に当たりますし、地域にある自治会、PTAとか、そういった無報酬で行っている活動もこの事業者に含まれるというのが大きな特徴になっているのかなと思います。

重要な3つのキーワードというところで、委員の皆様はもう御存じのことが多いかと思うんですけれども、不当な差別的取扱い、これも禁止されていまして、正当な理由なく障害を理由として商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件づけたりしたりすることなどによって、障害のある方の地域で安心・安全に暮らす権利利益を侵害すること、これが不当な差別的取扱いというふうになっておりまして、正当な理由の判断というところは、下の黄色い三角の部分に書かせていただいているとおっております。

また、参考に、身体障害者補助犬法というものもありまして、補助犬のお店などへの入場などが決められている法律なんですけれども、例えばペットが禁止だから補助犬は入店できませんみたいな扱いをしてしまうと、身体障害者補助犬法にも違反しますし、障害者差別解消法にも違反する、そういった参考資料となっております。

次に、合理的配慮というところの説明なんですけれども、これが資料3の8ページに書かせていただいているんですけれども、こちらが法を所管している内閣府さんの基本方針などから引っ張ってきたものなんですけれども、合理的配慮という言葉が非常に難しく、今年の3月に大阪府のほうで、おおさかQネットといたしまして、インターネット調査会社さんに登録されている府民1,000名を対象に、合理的配慮という言葉であつたりとか意味を知っていますかというアンケートをしたんですけれども、合理的配慮という言葉を知っていて、大体意味も分かっていますって答えた府民の方の割合が実は13.4%でして、それでいくと87%ぐらいの方が合理的配慮、令和6年4月から法律でも義務化されたんですけれども、まだまだ一般的な認知度というのは相当低くて、府としても、今日ちょっと障害者差別解消法の動画を作りましたという

チラシを追加で1枚入れさせていただいたんですけども、それも取組の一つとして、より大阪府内で合理的配慮が提供されるためには、まずは合理的配慮をもっと知ってもらわないといけないということで、今府としてもいろいろ取組を進めているところです。

一応目標として、まずはせめて3割ぐらい合理的配慮の言葉の意味も知っているって答えてくれたらなというところで今進めているところとして、そういった中で、合理的配慮ってすごく難しい言葉じゃなくて、もうちょっと簡単に言うとどうかなというので作ったのがこの9ページのスライドになるんですけども、分かりやすく言うと、バリアを取り除いてほしいという申出に対して、その人に合った工夫や調整などをして、その方がほかの方と同じように活動することができるようにする対応を合理的配慮といいますということを今、各所でお話しさせていただいて、どうしても配慮という言葉が入っていますので、何か思いやりとか、そういったところに覚え違いをされてしまうことも多いんですけども、そうではなくて、実際にその方のバリアを取り除く対応が合理的配慮なんですよというところを今周知しているところになります。

合理的配慮は、御存じの方も多いと思うんですけども、申出を受ければ全て必ず絶対的に提供しないといけないのかと言われると、そうではなくて、それぞれの事業者、行政機関が負担が重過ぎない範囲で提供する義務というところが定められてますので、逆に言うと、負担が重過ぎる、過重な負担がある場合は合理的配慮は提供義務ではなくなるんですけども、そういった場合も、スライド11にありますように、建設的対話を通じて、その方法が無理でも、どういった別の方法であればその方の社会的なバリアを除去することができるのかというのをお互い前向きに話し合っていくことが非常に重要ですというふうに法律でもなっているところです。

スライドの12は、合理的配慮のその建設的対話を行う際に避ける言葉・考え方というところで、前例がないとか、特別扱いできないとか、これは本当にあるあるなんですけども、こういった言葉を多用されている行政機関や事業者がいれば、それは合理的配慮を行うための建設的対話から遠ざかってしまうようなNGワードになりますので、ちょっとこの辺気をつけていただけたらなというところの御紹介になります。

キーワード3つ目の環境の整備というところに入っていくんですけども、環境の整備といいますのが、大きくハード面とソフト面の2つがありま

して、そもそもの環境の整備というのは、障害のある方に対して合理的配慮を的確に行うために、自らの事業やサービスを点検して、事前に行う事前的な措置のことを環境整備というふうに言われておりました、例えばですけど、先ほど御紹介があった筆談ボードとか点字メニューというのを事前に用意しておく。実際にそれが必要な障害のある方が来れば、その方の申出に対してその筆談ボードや点字メニューを提供する。この提供するという対応自体が合理的配慮になりまして、事前に筆談ボードとかを準備しておくというのは、この法律でいくと、この環境の整備というのに当たりまして、この環境の整備が、実は合理的配慮を提供するに当たっては非常に重要だということをおっしゃって、スライドを新しく作って見たんですけども、これがこの14ページになります。

今大阪府でもユニバーサルデザインというのを、万博の関係もあって、すごく強く言われているところなんですけども、例えばあるお店で、視覚障害の方が来て、例えばメニューの字がちっちゃいので大きくしてほしいというように申出があったとして、その方一人にだけ大きなメニューを渡すと、それは合理的配慮になるんですけど、そういった障害のある方からの申出を受けるといことは、そのサービスがユニバーサルになっていないということになりますので、それを環境の整備のチャンスとして捉えて、ある方からの合理的配慮の申出を、ここのちょっと矢印を引っ張ってきてるんですけど、環境の整備につなげていくという、ここが私たちが暮らす地域が誰もが暮らしやすい社会になっていくために非常に重要なところでして、そもそも合理的配慮の申出というのは、そのサービスを使いにくい人がいるという前提にありますので、その一つの申出をその一つに終わらせずに、環境の整備につなげていくことによって、最終的にはここが進んで、環境の整備が進んでいけば、合理的配慮の求め自体を受けないであったりとか、障害のある方からすると、わざわざ申し出なくても初めから使いやすいデザインに進化していく、バージョンアップされていくということになりますので、こうした考えも非常に重要というふうにおっしゃっています。

なので、茨木市さんの取組というのは非常に意義あることをされているなというふうに思っております、例えば視覚障害の方がお店に来て点字メニューくださいって言われて、そのときは提供できなくても、そういうニーズがあるんだということを知って、ああいった制度を利用して事前に備えておくという環境の整備につなげていくことによって、結果的に障害のある方

が暮らしやすい社会につながっていくものと考えております。

ここからざっと府の取組なんですけども、大阪府も障がい者差別解消条例というものをつくっております、啓発活動と相談等の体制整備を二本柱にしていて、相談等の体制整備の中に、今日一緒に来ている広域支援相談員であったりとか、大阪府も障がい者差別解消協議会がありますので、そういった協議会を実施しているところです。

大阪府もあっせんという制度がありまして、広域支援相談員が対応してもなお解決が困難な場合に、障がい者差別解消協議会の委員が仲介して、双方を取り計らっていくという制度なんですけども、平成28年の4月にこの条例ができて以来、大阪府でもまだ4件ぐらいしかあっせんの申立てというものはありませんでして、そのうちあっせんとして成立した事案は1件というふうになっておりまして、その他は全てあっせんとしては不調に終わったという形になっております。

資料3の18ページが大阪府の相談対応状況なんですけども、私たち、障害者差別の専用の相談窓口設けておりますので、年間大体150から200件ぐらい新しい相談が来まして、そのうち、この円グラフに書いているように、合理的配慮に関するものが大体4%ぐらいで、不当な差別的取扱いに関するものが7.7なので、約8%ぐらいということになっていて、6割ぐらいは実は障害者差別解消法とはあまり関係のない相談といえますか、お声が寄せられて、適切に、障害者差別解消法以外の御相談であっても、その方の困り事が解決できるであろう窓口につなげていっているところでございます。

ちょっと時間の関係もあるので、ここからは少し飛ばさせてもらって、資料3の21ページになるんですけども、大阪府でもこれまで、事業者の方であったりとか、そういったところに出張で講義に行かせていただいて、こういう証明書というものを、昨年度ですかね、万博を機にこういった証明書というものも配布させていただいて、主にはもともとはホテルとか旅館の事業者の方たちにこういった証明書を配布させていただいて、先ほどあったように、私たちも飾っていただいているかどうか分からないんですけども、カウンターとかに例えば飾っていただいたら、そのホテルとか旅館が障害者差別解消の研修を受講したということがお客様に分かってもらえると。そういったことを目的に一応作っていて、取組もしていて、大体年間1,000枚ぐらい今配布しているところとなっております。

あとは、大阪府の啓発の活動について書かせていただいておりますので、ま

大阪府	<p>た何かお時間あるときに見ていただけたらと思います。</p> <p>すみません、すごく早足になって申し訳ないんですけども、府の取組に関しては以上になりまして、ここから今日のメインといいますか、事例検討に入ってもらえたらと思います。</p> <p>最初に説明だけさせていただけたらと思うんですけども、はじめにと書いてありますように、これから架空の事例を使って、3グループで事例検討を行っていただけたらと思います。</p> <p>事例検討といいますのは、皆様それぞれのお立場で委員として就任いただいていると思いますので、そうした多様な立場からお互いの考えなどを共有して、事例を深めることで新たな気づきを得る、そういったことなどが目的になっております。</p> <p>また、こうした事例検討を行うことで、類似事案の発生防止の取組を地域で進めていこうという機運醸成にもつながるといふふうにされておりました、こうした取組で、この障害者差別解消支援地域協議会の対応力向上にもつながるといふふうに言われております。</p> <p>早速なんですけども、最初に、皆様委員として活動されているので、それぞれのお名前とかも御存じかなと思うんですけども、自己紹介していただいて、その際に1人1分ぐらいを目安に自己紹介していただいて、お名前とか御所属とか言っていただくのと、あと、何か最近あったうれしかったこととかもちょっと一緒に共有していただいたらなというふうに思いますので、今から大体5分なんで、2時48分まで取り組んでももらえたらと思います。</p> <p>では、最初に、ごめんなさい、自己紹介からよろしくお願ひします。</p> <p>では、相談員も随時回っていきますので。</p> <p style="text-align: center;">(自己紹介)</p> <p>では、皆さんどうですか。大体自己紹介終わられましたかね。ありがとうございます。</p> <p>じゃあ内容に入っていきたいんですけど、ちなみに、私が最近うれしかったのは、飼っている犬が、これまでお手とかおかわりはできたんですけど、あまりほかの芸ができなかったんですけど、最近、手を丸にして鼻と言うと、この丸の中に鼻を入れる、そのちょっと芸を身につけて、レパトリーが増えてうれしかったなというのがありました。</p>
-----	---

じゃあ、早速事例に入っていきたいんですけども、時間の関係で、事例紹介とかを結構早口になっちゃうかもしれないんですけども、また個人ワークとかグループワークの時間に見返していただいたりしていただけたらなというふうに思っております。

今回、事例は、これはあくまで全て架空の事例なんですけども、視覚障害のある方のスーパーでの買物という場面を事例に挙げております。登場人物はAさんとスーパーYの店長というふうになっておりまして、AさんはX市に在住していて、先天性の全盲の視覚障害のある方です。一人暮らしで、ふだんは一人で外出しております。大型スーパーで買物する際は、これまで店員さんに買物の付添いサポート、いわゆるアテンドを依頼し、買物をしていたという経過があります。最近、近所にスーパーYがオープンして、買物が便利になると喜んでいたところでした。

スーパーYの店長さんは、先月、Aさん宅の近所でオープンしたYに店長として来られた方で、これまでは別の店舗で副店長を務められていたというような方です。

事例場面です。近所にできたばかりのスーパーYは特売品が多く、たくさんの人でにぎわっていました。ある日、Aさんは一人で初めてスーパーYに買物へ行き、入り口から少し入ったところで店員を呼ぶと、近くに来てくれたので、Aさんは「私は目が見えません。店内のどこにどんな商品があるのか分からないので、店員さんに買物中の付添いサポート（アテンド）をお願いしたいです」と伝えました。

すると、話を聞いた店員から「そうですか。ただ急に言われましても私では判断ができません。上の者に確認してきますので、こちらでお待ちいただけますでしょうか」と言われ、Aさんは立って待っていました。

Aさんが5分ほど待っていると、スーパーYの店長がやってきました。店長は「店員から聞きました。こちらの店舗では希望されているサポートはできません。今はオープンしたばかりでお客様が多く、対応する余裕がないんです。より安く、よりよい商品を提供するために、店員の数も最低限なんです。別の店舗で視覚障害の方の付添いサポートをした店員から、長時間拘束されて困ったと話を聞いたこともあります。しかも、この店舗はオープンしたばかりで、そうしたサポートの経験がある店員もいないので、方法も分かりませんし、専門的な資格を持った店員もいません。また、店内は混雑しているので、お一人でお買物をされて、ほかのお客様とぶつかったり、何かあ

大阪府	<p>ったら困るので、御家族やヘルパーの方と一緒に改めて来てください」とAさんの申出を断り、Aさんの白杖を引っ張りながら、店外までAさんを連れ出しました。</p> <p>ここで個人ワークに入っていたきたいんですけど、ちょっとごめんなさい、3分って書いてるんですけど、時間の関係で、今から2分でお願いしたいと思います。</p> <p>このスーパーYのAさんへの対応は、障害者差別解消法8条で事業者に禁止されている不当な差別的取扱いまたは合理的配慮の提供義務違反に当たると考えますか。当たると考える場合は、スーパーYの店長のどの対応が不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に当たると考えますかというのを、考えてもらえたらと思います。</p> <p style="text-align: center;">(個人ワーク①)</p> <p>では、今からグループワーク1に入っていたきたいんですけども、ごめんなさい、ちょっとこれも時間の関係で、今から8分ぐらいになるんですけども、グループワークのベーシックなルールの説明なんですけども、グループワークですので、なるべく全員が一つの話題に対して1回は発言できるということが大事かなというふうに思ってるので、例えば思いがあつてたくさんお話ししたいという方も中にはいらっしゃると思うんですけども、できるだけお考えというのは端的にまとめていただいて、全員がお話しできるというところを意識していただけたらなと思います。</p> <p>今から8分って設定するので、大体委員の方が4人ぐらいのグループが多いと思うので、となりますと、お一人1分から2分ぐらいで考えを言っていくということになるかなと思います。</p> <p>今日3グループあって、グループワークも3つあるので、グループワーク①についてはAグループ、②についてはBグループ、③についてはCグループという形で発表していただくんですけども、発表も、特にこれ絶対的な正解ってあるグループワークではありませんので、グループでこんな感じの意見が出ました、私はこう思いましたみたいな形で発表していただけたらありがたいかなと思ってまして、発表のときもちょっと時間の関係で2分ぐらいを目安に、都度言わせてもらいますけども、発表していただけたらなと思います。</p>
-----	--

	<p>それでは、今から8分なので、3時3分までグループワーク1回目行っていただけたらと思います。グループワークの内容は、先ほど、今考えていただいた、個人ワーク①で考えた御自身の意見をグループの皆さんに共有するという形でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(グループワーク①)</p>
大阪府	<p>お話ししていただいている途中なんですけども、時間の都合で、一旦グループワーク①、ここまでとさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、A班、B班、C班を代表して、今回、グループワーク①はA班から、大体2分以内ぐらいを目安に皆様に共有をお願いしますでしょうか。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>おおむねこの4人の話合いの中で差別に当たるということで一致してありました。お店の言い分とかもいろいろつつらとあるんですけども、そもそも今来ているお客様に対して何ができるかとか、そういったものを考えること自体を拒否している対応かなというふうに感じました。</p> <p>そういったときに、なぜやり方とか、どうしたらいいかというのを聞かなかったのかなという意見も出ていましたし、最後の白杖を引っ張るという行為というのは本当に視覚障害の方にとっては気持ちが悪くなる行為だなというふうに感じました。</p> <p>話の中では、やはりマニュアルとかいろいろあるとは思いますが、人間力というところですね、人としての対応というのが必要なのではというところで、お店としても長いスパンをかけてでもいろんな教育というのが必要かなという話も出ておりました。</p> <p>以上です。</p>
大阪府	<p>御発表ありがとうございます。トップバッターで発表というのはすごく多分緊張もされたかと思います。皆様、拍手をお願いします。</p> <p>じゃあ実際に相談対応に当たっています相談員の吉岡から一言コメントを差し上げたいと思います。</p>
大阪府	<p>大阪府の広域支援相談員の吉岡と申します。発表ありがとうございます</p>

大阪府	<p>た。</p> <p>この事例ですけれども、架空とありますが、相談が入ってきたものをいろいろ混せて、盛りだくさんにしたようなものです。全部実際にあったことです。</p> <p>それで、様々な相談が入ってくるんですけれども、やはりいろんな見方というのがありまして、これは合理的配慮の不提供なのかな、差別なのかな、それとも待遇だから不適切な対応なのかなって。まず、我々はそれを実際に状況確認しながら、双方の話を聞いて対応していております。</p> <p>皆さんいろいろご意見が出てると思うんですけども、正解、不正解というものはないので、いろんな角度からのお話ができるのが差別に気づく、合理的配慮の不提供は何かということが分かるということになると思います。今後も一緒に考えていかせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>じゃあ続きに入っていきたいと思います。皆様いろいろ御意見出していただいたと思うんですけど、架空の事例で、このまま事例が流れていきますので、その説明させていただきます。</p> <p>先ほど店長から白杖を引っ張って店の外に出されてしまったAさんなんですけども、Aさんはそのことを御自身の支援者にお話しされたところ、支援者から、それって障害者差別解消法で禁止されている不当な差別的取扱いを受けたのではないかと言われたと。</p> <p>そこで、AさんはX市の相談窓口でスーパーYでの出来事について相談をしました。X市の担当者がスーパーYに連絡を取り、店長に対しAさんから相談が入っていることを伝え、Aさん、スーパーYの店長、X市の担当で話し合いを行うことを提案し、話し合いが行われることになりました。</p> <p>ここから個人ワークになるんですけども、次の個人ワークは、皆さんいろんな立場で今日来ていただいていると思うんですけども、一旦あなたはX市の担当者になっていただきたいと思います。</p> <p>X市の担当者として、スーパー、Aさん、X市の3者で話し合いを行う際に、スーパーYの店長から「当店の事情はAさんに話したとおりです。どうすればいいんですか」と言われました。スーパーYの店長にどのような説明を行うのがよいでしょうか。</p> <p>また、Aさんの求める買物中の店員の付添いサポート（アテンド）は、人</p>
-----	--

	<p>員的に過重な負担で難しいと説明を受けた場合、どのような代替案を提案することができるでしょうか。このことについて今から2分でまず一旦考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。</p> <p>皆さん、今回障害者差別解消法の事例になるので、障害者総合支援法のガイドヘルパーとか、地活のそういう福祉サービスでいけるんじゃないかっていう、そこは一旦抜いてもらえたら。それ以外で。福祉サービスの利用はなしで、いやいや、利用していただいているんですけど、検討ではなしにしていただければと思います。Aさんは、いろんな趣味があってもうほかに全部使ってしまった状態です。</p> <p style="text-align: center;">(個人ワーク②)</p>
大阪府	<p>すみません、ちょっと時間の関係で、次々行って申し訳ないんですけど、ここからまたグループワークに入りたいと思います。</p> <p>これ12分ってなってるんですけど、ここも今から8分間で、また今の考えた個人ワーク、グループワークしながら考えていただいても全然大丈夫なので、また8分ぐらいで皆さんで意見出し合っていただきながら、このポイントは、あくまであなたたちは、今、皆さんがX市の担当で、どういった調整ができるかというところの視点から考えるのがポイントになっておりますので、では、今から8分でよろしくお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(グループワーク②)</p>
大阪府	<p>すみません、お話ししていただいていると思うんですけど、時間の都合でここまでとさせていただきます。</p> <p>では、今のグループワーク②をBグループのほうから発表いただきたいんですけども、こちらも時間の都合で、すみません、発表は2分以内くらいを目安に御発表いただけたらと思います。お願いします。</p>
委員	<p>Bグループです。</p> <p>3者の話合いの中で、まずは法律、この障害者差別解消法があるということ自体を知っていただくということ。罰則ではなくて、まず話し合いましょうということから建設的な話をしましょうということ自体をお伝えします。</p>

	<p>Aさんが望むアテンドというのがどのぐらいのものなのか、お店が思っているアテンドとAさんが望んでいる部分についてすり合わせて、どこならできるのかというような建設的な話合いの場でありたい、拒否からではなく建設的な話をしていきたいということです。</p> <p>それとあと、売場で選んで買うということって、我々の買物でも大事なことになるので、まず、Aさんが売場を知りたいということであれば、人員で難しければ、手に取れる店内案内板や点字でこの売場の位置までも分かるというようなものがユニバーサル的にあればいいのではないかと、人で賄えないところを少し何か環境整備で導入するというのもできるのではないかとという意見がありました。あと、専門性が必要かと。合理的配慮について経験したスーパーの対応を聞いてみるということも一つプラスの要素になるんじゃないかなということ、あと、それを店員間で配慮の工夫について情報共有していける体制をつくると、一人の店員さんだけでなく、ほかの店員さんにもつないでいける、バトンタッチしていけるということもできるのではないかとという提案ができるのではないかとという意見が出ました。</p> <p>以上です。</p>
大阪府	<p>Bグループの御発表ありがとうございます。</p> <p>今の発表に対して、広域支援相談員の岩谷からコメントさせていただきます。</p>
大阪府	<p>相談員の岩谷です。</p> <p>どのグループもたくさん代替案等を出していただいて、すばらしい案が出ていたかなと思います。ほかには、すいている時間に来ていただいたりとか、あらかじめ電話で注文してもらって置き置きしたりとか、あとは、リストを作ってもらって、それを店員さんに渡すとか、いろんな案が考えられたと思います。たくさん御意見ありがとうございます。</p>
大阪府	<p>それでは、次のグループワークに進むんですけども、今話し合っていた代替案をX市の担当者から提案を受けて話合いをした結果、以後はAさんにスーパーYで合理的配慮の提供がされ、ほかの方と同じように買物ができるようになりました。</p> <p>ただ、スーパーYの店長は、今回のことを受けて、自分たちの店舗がAさ</p>

	<p>ん以外の障害のある人でも安心して買物ができる店舗にしていく必要性を感じ、店舗の改善を行っていくことを決めました。これが障害者差別解消法の環境の整備に当たります。</p> <p>ごめんなさい、時間の都合で、今から3分ぐらいになるんですけども、このスーパーYがもっとよくなるように、どういった環境の整備があるか、ここは個人ワークはありませんので、今から3分ぐらいでグループで話し合ってもらえたらと思います。</p> <p style="text-align: center;">(グループワーク③)</p>
大阪府	<p>すみません、時間が取れずに申し訳ないですけども、このグループワークはここまでで、次、Cグループのほうから皆様に共有よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>すみません、Cグループです。店舗としてどんな対応ができるかということを考えました。意見としましては、まずは職員研修を充実させて、誰でも対応できるようにすること。それからあとは、シフトを工夫して、例えば支援に慣れた方を配置する時間を決めれば、その方もその時間帯に行きやすいような環境をつくることができる。それからあとは情報連携ですね。こういうようなことがあった、こういう困り事があったということを職員の中で情報共有できるような仕組み。それからあとは、お金がかかってしまうんですけども、音声ガイダンスを何かうまいこと導入したり、店内アナウンスを活用したり、それこそスタッフの数を増員していくというようなことも検討できるのではないかとというような意見が出ました。</p> <p>以上です。</p>
大阪府	<p>御発表ありがとうございます。また、拍手も自主的にすみません、ありがとうございます。</p> <p>まとめさせていただくんですけども、どうですかね、今日一つの事例を通していろいろな観点から、皆様も実際にX市の担当者の立場になっていただいたり、最後はスーパーYの店長の立場にもなっていただいたりしながら、こうやって、いろんな立場の皆さんがいろんな立場に実際になってみて話し合っていくと、一つの事例からでも、どうですかね、最後のグループワーク</p>

	<p>になると、このスーパーはもっとこうすればいいお店になるんじゃないかって、何かアイデアがたくさん私のほうにも聞こえてきていて、こういったことが恐らく実際に障害者の方が生活しやすい地域づくりの何かヒントになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、また今後もこういった架空事例などを通せば、特に個人情報とかも関係ありませんし、もし例えば茨木市さんのほうで何かこういう相談事例を通じた検証とかもしてみたいなというときに、事例がなかなか思いつかないとかあれば、府のほうもいろいろ相談対応してますので、一緒に架空の事例を使って、こういうところを目的にやっていけばいいんじゃないかというところで、今後も一緒に取組させていただきますので、またその際はお声かけいただければと思います。</p> <p>かなり時間を取れないグループワークもできてしまったりとかで、進行上申し訳なかったんですけども、今日の事例検討はこちらで終了させていただきたいと思います。皆様、本日はありがとうございました。</p>
事務局	<p>大阪府の職員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>それでは最後に、グループワーク、今回、協議会として2回目ということになるんですけども、会長のほうに講評をいただけたらと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>皆さん、御苦労さまでした。グループワークはやっぱりいろんな発想が出る時間でもあるかなと。ふだん考えてないことがいろんな人から出ると、そういう考え方もあったのかという自分の新たな気づきにもつながるかなというふうなことを思うと、本当はもっとグループワーク、事例検討してやってもいいんだろうなということもありますけど、平和な地域だとあんまりないかもしれませんが、今日のグループワークで思ったのは、やっぱりいいか悪いかとか、マルかバツかとか、ゼロか100かとかということになりがちですけども、ゼロか100かじゃなくて、最終的に着地するのは80ぐらいだとか、70ぐらいだとかというふうなことも含めて、2つのゼロか100かで事を収めようとしなくて、結局、そこの最終的にお互いができることは何かということも含めた出し合いをしながら、最終的にそれぞれがウィンウィンになるというふうな、そういう調整をしていく必要があるんだろうなというふうには思いました。</p> <p>そのときには、今日は出てきませんでしたけど、例えば研修の話がありま</p>

	<p>したけど、研修、去年、六條さんはバス会社に行ってたとか、そういうことも含めて、茨木市でもそういうふうな制度があるから、それを使って、そのスーパーに行ってもらおうとか、あるいは、店舗の改修みたいなのところも補助金が出るんだよなみたいなことも含めて、何かそれをちゃんと行政から説明してもらおうとか、最後の話合いのところでは、そういう行政の責任とか説明みたいなことは抜けてて、自分たちでできるところは何かみたいなことになってしまっていましたけども、それぞれができることは何かというふうな事の中で解決をする。あんまり自己負担に持っていく過ぎないようにしながら、合理的配慮の着地点を本人もうなずきながら決められるようになるというふうなふうに思います。</p> <p>そういう制度をいかに地域の中で高めていくのかというふうなことはすごく大事な事なので、今後ともまた事例検討なり、こういうふうなグループワークをしながら、この委員さんたちが、こういうことが起こったときに、しっかりそこで力が発揮していただけるようになったらいいかなというふうにも思いました。</p> <p>以上です。御苦労さまでした。</p> <p>会長、ありがとうございます。また今後も事例検討を交えながら進めていけたらと思います。</p> <p>続いての議題に移りたいと思います。</p> <p>それでは、最後、今後の予定について報告をさせていただきます。</p> <p>次回協議会につきましては、令和8年8月頃の開催を予定しており、内容は、令和7年度の各機関の取組の報告を中心に、また皆様をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、それまでの間に、本日説明させていただきましたあっせん調整が必要な事案が発生しました場合は、随時開催させていただくことにしたいと思います。</p> <p>会議録につきましては、作成後、委員の皆様にお送りし、発言内容の御確認をいただいた後、ホームページで公表する予定としております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
事務局	
会長	<p>今後の協議会の開催予定ですが、事務局から報告がありましたように、あっせん事案があれば部会や協議会を随時開催で、なかった場合は協議会を、</p>

先ほどありましたように、8月頃に開催ということにさせていただきます。  
詳細につきましては、後日事務局から通知されますので、よろしくお願いし  
ます。

これをもちまして会議のほうを終了ということにさせていただきたいと  
思います。皆さん、長時間にわたり御協力ありがとうございました。お疲れ  
さまでした。